

山口県報

平成25年
7月12日
(金曜日)

目次

| | |
|---|---|
| ○告示 | 一 |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十七第一項の規定による指定区域の指定 (廃棄物・リサイクル対策課) | 一 |
| 救急病院の認定(地域医療推進室) | 一 |
| 指定施業要件の変更予定保安林(森林整備課) | 一 |
| 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知の内容の要旨及び掲示場所(森林整備課) | 二 |
| 道路の区域の変更(道路整備課) | 三 |
| ○公告 | 四 |
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課) | 四 |
| 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(五件)(県民生活課) | 四 |
| 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報(畜産振興課) | 五 |
| 周南都市計画臨港地区の変更の案に関する公聴会の開催(都市計画課) | 六 |
| ○人委公告 | 六 |
| 平成二十五年山口県職員採用短大卒業程度試験及び職員採用高校卒業程度試験の実施 | 六 |
| 平成二十五年山口県臨床検査技師採用試験の実施 | 九 |
| 平成二十五年山口県警察官(男性)採用(A)試験(第二回)の実施 | 一 |
| 平成二十五年山口県警察官(男性)採用(B)試験の実施 | 一 |
| 平成二十五年山口県警察官(女性)採用(A)試験(第二回)の実施 | 一 |
| 平成二十五年山口県警察官(女性)採用(B)試験の実施 | 一 |
| ○選管告示 | 二 |
| 直接請求に必要な有権者の数 | 二 |

山口県告示第二百七十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十五条の十七第一項の規定により、次の区域を指定区域として指定する。

平成二十五年七月十二日

山口県知事 山本 繁太郎

一 指定区域

山口市阿知須字五反田八三〇番のうち別図に示す区域、八三二番のうち別図に示す区域、一九八六番のうち別図に示す区域、一九八七番一のうち別図に示す区域、一九八七番二、一九八七番三のうち別図に示す区域、一九八七番四、一九八七番五のうち別図に示す区域及び一九八七番六

二 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第十三条の二第一号に規定する埋立地

(別図は、省略し、その図面を山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課及び山口県山口環境保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

山口県告示第二百七十九号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十五年七月十二日

山口県知事 山本 繁太郎

| 名 | 称 | 所 | 在 | 地 | 認定が効力を有する期限 |
|------|-----|-----|-----|-------------|-------------|
| 医療法人 | 緑山会 | 鹿野博 | 周南市 | 大字鹿野下一一六一の一 | 平成二八、五、二七 |
| 愛病院 | | | | | |

山口県告示第二百八十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保

安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。

平成二十五年七月十二日

山口県知事 山 本 繁太郎

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

下関市豊田町大字地吉字忠蔵一六〇の一、一六〇の二、一六〇の六二、一六〇の六三、一六〇の六九、字向原山三三二の一、三三二の二、字畑山九二九の一、九二九の二、九二九の九、豊田町大字大河内字滝山二二九の一(次の図に示す部分に限る。)、二二九の三、二二九の四、字戸谷四三〇の一(次の図に示す部分に限る。)、四三〇の二、四三〇の三、豊田町大字今出字堂ヶ岳四二四の一、四二四の二、四二四の一〇五、字大洲田五五六の一・字滝ノ坪五五六の二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、字落合五八三の一、五八三の三四、五八三の四三から五八三の四五まで、九二九の一、字木落九二九の二

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

下関市大字阿内字地西一五六の二、一五六の三、大字蒲生野字深坂六二八の二六・六二八の二八(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
岩国市周東町西長野字新造谷四三二の一、七三六、七三九から七五〇まで、七六二の二、字坂井七六一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

下関市大字蒲生野字深坂六二八の七・六二八の八(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、六二八の二〇、六二八の二一、六二八の二三、六二八の二四、六二八の二六、六二八の二八、六二八の三〇

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百八十一号

森林法(昭和二十六年法律第一百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定による通知の相手方が知れず、又はその所在が不明であるた

め、同法第百八十九条の規定によりその通知の内容を掲示した。
その要旨及び掲示場所は、次のとおりである。

平成二十五年七月十二日

山口県知事 山本 繁太郎

一 通知の内容の要旨

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
保安林として指定された目的
変更に係る指定施業要件
森林所
所有者
氏名又は名称

山口市仁保下郷字崩三七〇の一二
土砂の流出の防備限度
立木の伐採の限度
周南市大字徳山五〇二九の
柏 良治

二 通知の内容を掲示した場所

山口市役所

一 通知の内容の要旨

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
保安林として指定された目的
変更に係る指定施業要件
森林所
所有者
氏名又は名称

周南市大字須万字小ヤケ一六二
土砂の流出の防備限度
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種
福田 善之の相続人

一六四 字生第一

浴一六七 字小やノ

浴一六八 字木屋ノ

三五一〇

三五一五

三五一六

三五一七

| | | | | | | | | |
|------|------|---|---|---|---|---|---|---|
| 三三〇〇 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 三五三一 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 三五三二 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 三五三八 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 三五三九 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 三五四〇 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 三五四一 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 三五六三 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 三五六四 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 一七八 | 字小やけ | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |

二 通知の内容を掲示した場所

周南市役所

山口県告示第百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十五年七月十二日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月十二日

山口県知事 山本 繁太郎

道路の種類 一般国道
路線名 三七六号
道路の区域

| | | | | | |
|---|---|-----|-----------------|--------------|----|
| 区 | 間 | 旧新別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 (メートル)長 | 備考 |
|---|---|-----|-----------------|--------------|----|

| | | | | |
|---|---|--------------|-------|--|
| 山口市徳地堀字二ノ宮一七四五の二地先 | 新 | 最狭 二一四・三三 | 二二二・四 | |
| | 旧 | 最狭 二七・三九 | 二二二・四 | |
| 山口市徳地堀字奥開作一七四二の五地先から 同市徳地堀字下前原四一六四の一 地先まで | 新 | 最狭 六七一・〇八 | 二二二・六 | |
| | 旧 | 最狭 三三・〇八 | 二二二・六 | |

道路の種類 一般国道
路線名 四八九号
道路の区域

| 区 間 | 旧新別 | | 敷地の幅員 (メートル) | 延 (メートル)長 | 備 考 |
|---|-----|---------------|-----------------|--------------|-----|
| | 新 | 旧 | | | |
| 山口市徳地堀字上泓二七二の一 地先から 同市徳地小古祖字野地九五六一の 一 地先まで | 新 | 最狭 三二・九八 | 三二九・〇 | | |
| | 旧 | 最狭 二九・三三 | 三二九・〇 | | |
| 山口市徳地小古祖字野地九五五の一 地先から 同市徳地小古祖字東近美一〇一〇の 一 地先まで | 新 | 最狭 三一・二・九八 | 三二九・〇 | | |
| | 旧 | 最狭 二九・三三 | 三二九・〇 | | |



(二二四) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十五年八月五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年七月十二日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年六月五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 コミュニティ・コンサルタント
代表者の氏名 北川龍之介
主たる事務所の所在地 下関市赤間町四番三号
- 三 定款に記載された目的
コミュニティ(特定非営利活動法人や市民活動団体、自治体、企業、サークル等の組織活動を行うグループ)に対し、組織力の向上と連携促進を図ることで、地域の担い手と地域で活躍する場と機会の増加に寄与し、地域力を高め、種々の地域課題の解決に貢献すること。

(二二五) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十五年八月十四日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年七月十二日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年六月十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 特定非営利活動法人NPO有帆会
代表者の氏名 有田 光枝
主たる事務所の所在地 山陽小野田市大字有帆九二六番地の五

(二二六) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十五年八月十九日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県山口県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年七月十二日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年六月十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 名 称 特定非営利活動法人消費者ネットやまぐち
 代表者の氏名 吉富 崇子
 主たる事務所の所在地 山口市後河原二一〇番地

(二二七) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
 変更後の定款は、平成二十五年八月二十日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年七月十二日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年六月二十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 名 称 特定非営利活動法人 e小日本きくがわ
 代表者の氏名 林 哲也
 主たる事務所の所在地 下関市菊川町大字田部一五五番地の七

(二二八) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
 変更後の定款は、平成二十五年八月二十日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県柳井県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年七月十二日

山口県知事 山本 繁太郎

申請のあった年月日

平成二十五年六月二十日

- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 名 称 特定非営利活動法人まちサポーターズクラブ
 代表者の氏名 池岡 勝正
 主たる事務所の所在地 熊毛郡平生町大字堅ヶ浜四一四番地

(二二九) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
 変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十五年八月二十一日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県柳井県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年七月十二日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年六月二十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 名 称 特定非営利活動法人一粒の麦
 代表者の氏名 中次 俊郎
 主たる事務所の所在地 柳井市中央三丁目一四番一五号

(二三〇) 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項の規定により、農林水産大臣から次の家畜につき、種畜証明書を書換交付した旨の通報がありました。

平成二十五年七月十二日

山口県知事 山本 繁太郎

| 種畜証明書番号 | 名 | 前 | 品 | 種 | 生年月日 | 産地 | 検査成績 | 飼養者の住所及び氏名又は名称 |
|---------|---|---|---|---|------|----|------|----------------|
| | | | | | | | | |

一八二二三五
八八七九三 竜吉
その他 平成二〇、五 山口県級外 萩市見島 山根和夫

(三三) 周南都市計画臨港地区の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、周南都市計画臨港地区の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

平成二十五年七月十二日

山口県知事 山本 繁太郎

一 開催の日時

平成二十五年八月七日(水曜日)午後六時

二 開催の場所

下松市大手町二丁目三番一号
下松中央公民館

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

変更する周南都市計画臨港地区

次のとおりとする。

四 公述の申出の手續

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成二十五年七月三十一日(水曜日)までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述申出書」といふ。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三二八五〇一)山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、平成二十五年七月三十一日までの消印のあるものに限りま

す。
(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することができます。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。

(四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三一九三三―三七三三)にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

周南市毛利町二丁目三八

周南土木建築事務所

下松市大手町三丁目三番三号

下松市建設部都市計画課

光市中央六丁目一番一号

光市建設部都市政策課

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)



公 告

平成二十五年年度山口県職員採用短大卒業程度試験及び職員採用高校卒業程度試験の実施

平成二十五年年度山口県職員採用短大卒業程度試験及び職員採用高校卒業程度試験を次のとおり実施します。

平成二十五年七月十二日

山口県人事委員会

一 試験区分、試験職種、採用予定人員及び職務の概要

試験は、次の表のとおり行い、一職種に限り受験できません。

| 区 分 | 試験職種 | 採用予定人員 | 職務の概要 | 短大卒業程度 | |
|---------|------|--------|---|--------|----------------------------|
| | | | | 司 書 | 小・中学校栄養士 |
| 事 務 | 試験職種 | 二人程度 | 山口県立山口図書館における専門業務 | 二人程度 | 市町立小・中学校 学校給食センター等における専門業務 |
| 五 人 程 度 | 五人程度 | 十四人程度 | 知事部局、教育庁、企業局等の各課及び出先機関(県立学校を含む)における一般行政事務 | | |

| | | |
|---------|-------|--|
| 警察事務 | 二人程度 | 警察本部の各課及び出先機関における一般行政事務 |
| 土木 | 二人程度 | 知事部局(主として農林水産部及び土木建築部)、企業局等の各課及び出先機関(農林事務所、土木事務所等)における土地改良事業、土木事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務 |
| 林業 | 一人程度 | 知事部局(主として農林水産部)の各課及び出先機関(農林事務所等)における林業に関する知識・技術の普及指導等の専門業務及び治山事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務 |
| 電気 | 一人程度 | 知事部局(主として土木建築部)、企業局等の各課及び出先機関における電気に関する設計、保守管理等の専門業務 |
| 小・中学校事務 | 十九人程度 | 市町立小・中学校における一般事務 |

二 受験資格
(一) 次の表の区分に応じた受験資格に該当する者が受験できます。

| 試験区分 | 受 験 資 格 |
|--------|--|
| 短大卒業程度 | 昭和六十三年四月二日から平成六年四月一日までに生まれた者で、次の資格要件を併せ有するものに限ります。 1 司書の資格を有する者又は平成二十六年三月三十一日までに当該資格を取得する見込みの者 2 小・中学校栄養士、栄養士の免許を有する者又は平成二十六年三月三十一日までに当該免許を取得する見込みの者 |
| 高校卒業程度 | 平成四年四月二日から平成八年四月一日までに生まれた者(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。)(の卒業者及び平成二十六年三月三十一日までに卒業する見込みの者を除く。) |

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者(司書、小・中学校栄養士、電気及び小・中学校事務の試験職種にあつては、就労可能な在留資格を有するものを除く。)
 - 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
 - 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 三 試験の方法、内容、日時、場所等

試験は、第一次試験及び第二次試験とします。
なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。
(一) 第一次試験
1 方法、内容等
短大卒業程度試験にあつては短期大学卒業程度の教養試験及び専門試験を、高校卒業程度試験にあつては高等学校卒業程度の教養試験及び専門試験を次の表のとおり行います。

| 試験区分 | 試験名 | 試験職種 | 試験内容 | 試験時間 |
|--------|------|-------|---|------|
| 短大卒業程度 | 試験教養 | 全試験職種 | 公務員として必要な一般的な知識及び技能についての択一式による筆記試験 | 二時間 |
| 短大卒業程度 | 試験専門 | 全試験職種 | 試験職種に応じた一般的な知識及び技術についての択一式による筆記試験。出題分野は、別表のとおりです。 | 二時間 |
| 高校卒業程度 | 試験教養 | 全試験職種 | 公務員として必要な一般的な知識及び技能についての択一式による筆記試験 | 二時間 |
| 高校卒業程度 | 試験専門 | 全試験職種 | 試験職種に応じた一般的な知識及び技術についての択一式による筆記試験。出題分野は、別表のとおりです。 | 二時間 |

3 場所

| 試験区分 | 試験地 | 会場 |
|--------|-----|-----------|
| 短大卒業程度 | 山口市 | 山口県立大学 |
| 短大卒業程度 | 下関市 | 下関市立大学 |
| 高校卒業程度 | 山口市 | 山口県立大学 |
| 高校卒業程度 | 周南市 | 山口県周南総合庁舎 |

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験及び作文試験

短大卒業程度試験にあつては思考力、表現力及び構成力等についての論文試験を、高校卒業程度試験にあつては表現力及び構成力等についての作文試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

2 日時及び場所

(1) 論文試験又は作文試験及び適性検査

日時 平成二十五年十月十九日(土曜日)

場所 山口市小郡下郷三五〇番地の二

山口県総合交通センター

(2) 口述試験

日時 平成二十五年十月二十一日(月曜日)から同月二十五日(金曜日)

までの間で山口県人事委員会が指定する日

場所 山口市滝町一番一号

山口県庁

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

四 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

1 短大卒業程度

教養試験 五〇点

専門試験 五〇点

2 高校卒業程度

教養試験 五〇点

専門試験 五〇点

(二) 第二次試験

論文試験及び作文試験 六〇点

口述試験等 一四〇点

五 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験又は専門試験の得点が平均点の七割五分未満の場合は、不合格

となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験及び作文試験の得点が平均点の五割以下の場合又は口述試験等の得点が三十五点以下の場合は、不合格となります。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成二十五年十月八日(火曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成二十五年十一月下旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験の当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に記載され、このうちから各任命権者が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十六年四月一日に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、一般の職員の場合は、短大卒業程度試験の合格者にあつては月額十六万二百円、高校卒業程度試験の合格者にあつては月額十四万五千九百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤労手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十五年七月十二日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇―))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「短大・高校卒業程度等受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、県内の県民局にもあります。

| 業程度 | 短大卒業 | | 試験職種 | 試験分野 |
|------|--|--|---|-----------------|
| | 小・中学校 校栄養士 | 司書 | | |
| 高校卒業 | 林業 | 測量 | 生涯学習概論 図書館概論(図書館制度を含む) サービス論 情報サービス論 図書館情報資源論 給食の運営 | 図書経営論 図書館 児童 |
| 電気 | 数学 物理 情報技術基礎 電気基礎 電気機器 電力技術 電子技術 電子回路 物理 情報技術基礎 電気基礎 電気機器 電力技術 電子技術 電子計測制御 | 数学 物理 情報技術基礎 構造力学 水理学 土質力学 土木構造設計 社会基盤工学 土木施工 | 人体の構造と機能 食品と衛生 栄養と健康 栄養の指導 | |

別表
九 その他
この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)に問い合わせてください。

- (一) 受験の申込み
受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。
なお、郵送の場合は、封筒の表に「短大・高校卒業程度等受験申込書在中」と朱書きし、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。
- (二) 受付の期間及び時間
平成二十五年七月十二日(金曜日)から同年八月三十日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。
なお、郵送の場合は、平成二十五年八月三十日までの消印のあるものに限ります。
- (三) インターネットを利用する方法による受験の申込み
1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。
2 受験の申込みの受付期間及び受付時間
平成二十五年七月十二日(金曜日)午前九時から同年八月二十三日(金曜日)午後五時まで

公 告

平成二十五年山口県臨床検査技師採用試験の実施
平成二十五年山口県臨床検査技師採用試験を次のとおり実施します。
平成二十五年七月十二日
山口県人事委員会

- 一 試験区分、試験職種、採用予定人員及び職務の概要
試験は、次の表のとおり行います。

| 区試験 | 試験職種 | 採用予定人員 | 職務の概要 |
|--------|--------|--------|----------------------------|
| 臨床検査技師 | 臨床検査技師 | 一人程度 | 知事部局(主として健康福祉センター)における専門業務 |

二 受験資格

- (一) 昭和五十九年四月二日から平成五年四月一日までに生まれた者で、臨床検査技師の免許を有するもの又は平成二十六年三月三十一日までに当該免許を取得する見込みのもの若しくは第六十回臨床検査技師国家試験(平成二十六年二月実施予定)に合格し、当該免許を取得する見込みのものが受験できます。
- (二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
 - 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
 - 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 3 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 4 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 三 試験の方法、内容、日時、場所等
試験は、第一次試験及び第二次試験とします。
なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。
- (一) 第一次試験
1 方法、内容等
筆記試験による短期大学卒業程度の教養試験及び専門試験を次のとおり行います。

(1) 教養試験

公務員として必要な一般的な知識及び知能について、択一式により行います。

(2) 専門試験

試験職種に応じた必要な専門的知識及び技術について、択一式により行います。

なお、出題分野は、公衆衛生学、臨床検査総論(情報科学を含む)、生理学、病理学(解剖・組織学を含む)、臨床化学(生化学を含む)、血液学、免疫・血清学及び微生物学(医動物学を含む)とします。

2 日時

平成二十五年九月二十九日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

教養試験 午前十時から午後零時三十分まで

専門試験 午後一時三十分から午後三時三十分まで

3 場所

山口市 山口県立大学

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験

思考力、表現力及び構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

2 日時及び場所

(1) 論文試験及び適性検査

日時 平成二十五年十月十九日(土曜日)

場所 山口市小郡下郷三五六〇番地の二

山口県総合交通センター

(2) 口述試験

日時 平成二十五年十月二十一日(月曜日)から同月二十五日(金曜日)

までの間で山口県人事委員会が指定する日

場所 山口市滝町一番一号

山口県庁

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

四 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 四〇点

専門試験 六〇点

(二) 第二次試験

論文試験 六〇点

口述試験等 一四〇点

五 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験又は専門試験の得点が平均点の七割五分未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかにかわらず第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合又は口述試験等の得点が三十五点以下の場合、不合格となります。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成二十五年十月八日(火曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成二十五年十一月下旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験の当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、このうちから山口県知事が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十六年四月一日以降に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、一般の職員の場合は、月額十六万八

八 千六百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。
 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十五年七月十二日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「短大・高校卒業程度等受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を必ず同封してください。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「短大・高校卒業程度等受験申込書在中」と朱書きし、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

(三) 受付の期間及び時間

平成二十五年七月十二日(金曜日)から同年八月三十日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十五年八月三十日までの消印のあるものに限ります。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間
 平成二十五年七月十二日(金曜日)午前九時から同年八月二十三日(金曜日)午後五時まで

九 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三-九三三-四四七四)に問い合わせてください。

公 告

平成二十五年山口県警察官(男性)採用(A)試験(第二回)の実施

平成二十五年度山口県警察官(男性)採用(A)試験(第二回)を次のとおり実施します。
 平成二十五年七月十二日

山口県人事委員会

一 採用予定人員

| 区分 | 採用予定人員 |
|------|--------|
| 一般 | 二十三人程度 |
| 武道指導 | 二人程度 |

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 次の表の区分に応じた受験資格に該当する者が受験できます。

| 区分 | 受 験 資 格 |
|------|--|
| 一般 | 昭和五十五年四月二日以降に生まれた男性で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学等」という。)の卒業者又は平成二十六年三月三十一日までに卒業する見込みの者 |
| 武道指導 | 昭和五十五年四月二日以降に生まれた男性で、大学等の卒業者又は平成二十六年三月三十一日までに卒業する見込みの者。ただし、次の資格要件のいずれかを有する者に限り、 1 柔道の段位が二段以上の者で、全日本柔道選手権大会、全日本学生柔道団体重別選権大会、全日本学生柔道優勝大会又は全日本学生柔道団体優勝大会のいずれかに出場したもの 2 剣道の段位が三段以上の者で、全日本剣道選手権大会、全日本学生剣道選手権大会又は全日本学生剣道優勝大会のいずれかに出場したもの |

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 試験の方法、内容、日時及び場所
試験は、第一次試験及び第二次試験とします。
なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、大学卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

平成二十五年九月二十二日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後零時三十分まで

3 場所

下 関 市 下関市立大学

山 口 市 山口県立大学

岩 国 市 山口県民文化ホールいわくに

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験

思考力、表現力及び構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論(武道指導にあつては、個別面接)による試験並びに適性検査を行います。

(3) 実技試験(武道指導のみ)

武道指導として必要な武道(柔道又は剣道)の技術及び技能を有するかどうかについて実技試験を行います。

(4) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

(5) 体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

なお、検査には、次のような基準があります。

反復横跳び 二〇秒間に五〇回以上

握 力 左右の平均が四四キログラム以上

上 体 起 こ し 三〇秒間に二五回以上

シャトルラン 五五回以上

関節運動 正常であること。

2 日時及び場所

(1) 適性検査及び論文試験

日 時 平成二十五年十一月二日(土曜日)

場 所 山口市小郡下郷三五〇番地の二

山口県総合交通センター

(2) 口述試験、実技試験及び体力検査

日 時 平成二十五年十一月四日(月曜日)から同月十二日(火曜日)まで

の間で山口県人事委員会が指定する日

場 所 山口市仁保下郷一四五九番地

山口県警察学校

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

(一) 第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

第一次試験

教養試験 五〇点

第二次試験

論文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

実技試験 六〇点
体力検査 六〇点
合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、実技試験の得点が二十四点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成二十五年十月三日(木曜日)に合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成二十五年十一月下旬に合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第一次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十六年四月一日に行われます。採用者は、山口県巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

(三) 給与は、原則として月額二十万二千九百円が支給されるほか、扶養手当、住居手

当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十五年七月十二日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-八五〇-))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「山口県警察官(男性)(A)受験申込書請求」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「山口県警察官(男性)(A)受験申込書在中」と朱書し、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

(三) 受付の期間及び時間

平成二十五年七月十二日(金曜日)から同年八月三十日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十五年八月三十日までの消印のあるものに限ります。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成二十五年七月十二日(金曜日)午前九時から同年八月二十三日(金曜日)午後五時まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三-九三三-四四七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三-九三三-〇一一〇)に問い合わせてください。

公 告

平成二十五年山口県警察官(男性)採用(B)試験の実施

平成二十五年山口県警察官(男性)採用(B)試験を次のとおり実施します。

平成二十五年七月十二日

山口県人事委員会

一 募集都府県名及び採用予定人員

| 都府県名 | 採用予定人員 |
|--------------------------|----------|
| 山口県 | 二十七人程度 |
| 東京都 京都府 大阪府 兵庫県 | それぞれ二人程度 |

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 次の表の区分に応じた受験資格に該当する者が受験できます。

| 都府県名 | 受 験 資 格 |
|------|---|
| 山口県 | 昭和五十五年四月二日から平成八年四月一日までに生まれた者(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学等」という。)の卒業者又は大学等に在籍している者を除く。) |
| 東京都 | 昭和五十八年九月二十四日から平成八年四月一日までに生まれた者(大学等の卒業者又は大学等に在籍している者を除く。) |
| 京都府 | 昭和五十八年四月二日から平成八年四月一日までに生まれた者(大学等の卒業者又は大学等に在籍している者を除く。) |
| 兵庫県 | 昭和五十三年四月二日から平成八年四月一日までに生まれた者(大学等の卒業者又は大学等に在籍している者を除く。) |

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

1 日本の国籍を有しない者

四

- 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
 - 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 4 志望する都府県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 試験の方法、内容、日時及び場所
試験は、第一次試験及び第二次試験とします。
なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、高等学校卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

平成二十五年九月二十二日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後零時まで

3 場所

下関市 下関市立大学

山口市 山口県立大学

周南市 山口県周南総合庁舎

(二) 第二次試験

山口県の合格者については、次のとおり実施します。

なお、山口県以外の都府県の合格者については、当該都府県から文書で通知されます。

1 方法及び内容

(1) 作文試験

表現力及び構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

身長 一六〇センチメートル以上であること。

体重 四七キログラム以上であること。

胸囲 七八センチメートル以上であること。

視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色覚 職務の遂行に支障がないこと。

聴力 正常であること。

その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

(4) 体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

なお、検査には、次のような基準があります。

反復横跳び 二〇秒間に五〇回以上

握力 左右の平均が四四キログラム以上

上体起こし 三〇秒間に二五回以上

シャトルラン 五五回以上

関節運動 正常であること。

2 日時及び場所

(1) 適性検査及び作文試験

日時 平成二十五年十月二十六日(土曜日)

場所 山口市小郡下郷三五〇番地の二

山口県総合交通センター

(2) 口述試験及び体力検査

日時 平成二十五年十月二十八日(月曜日) から同年十一月五日(火曜日)までの間で山口県人事委員会が指定する日

場所 山口市仁保下郷一四五九番地

山口県警察学校

五 配点

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

山口県の第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

作文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第二次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、作文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

山口県の合格者については、平成二十五年十月三日(木曜日)に合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、山口県以外の都府県の合格者については、平成二十五年十一月中旬までに当該都府県から文書で通知されます。

(二) 最終合格者

山口県の合格者については、平成二十五年十一月下旬に合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験の当日にお知らせします。

おつて、山口県以外の都府県の合格者については、平成二十六年二月上旬までに当該都府県から文書で通知されます。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては最終合格者の発表日、第一次試験の不合格者で山口県以外の都府県を志望するものにあつては当該都府県の最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、それぞれの都府県の採用候補者名簿に登録され、このうちから各都府県の任命権者（警視總監又は警察本部長）が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十六年四月一日に行われます。採用者は、巡査に任命され、各都府県の警察学校に入校し、十月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

(三) 給与は、各都府県で多少の差はありますが、山口県においては、原則として月額十七万百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十五年七月十二日（金曜日）以後に山口県人事委員会事務局（山口市滝町一番一号）（郵便番号七五三―八五〇―）に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「山口県警察官（男性）(B)受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒（縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの）を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

1 受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「山口県警察官（男性）(B)受験申込書在中」と朱書きし、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

2 受験申込書には志望都府県名を第二志望まで記入できます。

志望できる都府県は、山口県、東京都、京都府、大阪府及び兵庫県の五都府県です。ただし、山口県を第二志望とすることはできません。

(三) 受付の期間及び時間

平成二十五年七月十二日（金曜日）から同年八月三十日（金曜日）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十五年八月三十日までの消印のあるものに限ります。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成二十五年七月十二日（金曜日）午前九時から同年八月二十三日（金曜日）午後五時まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局（電話〇八三―九三三―四四七四）又は山口県警察本部警務部警務課（電話〇八三―九三三―〇一一〇）に問い合わせてください。

公 告

平成二十五年山口県警察官（女性）採用(A)試験（第二回）の実施

平成二十五年山口県警察官（女性）採用(A)試験（第二回）を次のとおり実施します。

平成二十五年七月十二日

山口県人事委員会

一 採用予定人員

八人程度

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 昭和五十五年四月二日以降に生まれた女性で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。）の卒業者又は平成二十六年三月三十一日までに卒業する見込みの者が受験できます。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

1 日本の国籍を有しない者

2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

四

5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とします。

なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、大学卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

平成二十五年九月二十二日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後零時三十分まで

3 場所

下関市 下関市立大学

山口市 山口県立大学

岩国市 山口県民文化ホールいわくに

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験

思考力、表現力及び構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論による試験並びに適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

身長 一五三センチメートル以上であること。

体重 四三キログラム以上であること。

視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色覚 職務の遂行に支障がないこと。

聴力 正常であること。

(4) その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

なお、検査には、次のような基準があります。

反復横跳び 二〇秒間に四三回以上

握力 左右の平均が二七キログラム以上

上体起こし 三〇秒間に一八回以上

シャトルラン 三一回以上

関節運動 正常であること。

2 日時及び場所

(1) 適性検査及び論文試験

日時 平成二十五年十一月二日(土曜日)

場所 山口市小郡下郷三五六〇番地の二

山口県総合交通センター

(2) 口述試験及び体力検査

日時 平成二十五年十一月四日(月曜日) から同月十二日(火曜日)まで

の間で山口県人事委員会が指定する日

場所 山口市仁保下郷一四五九番地

山口県警察学校

五 配点 詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

(一) 第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

第一次試験

教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

論文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第二次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五

点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成二十五年十月三日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成二十五年十一月下旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に記載され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十六年四月一日に行われます。採用者は、山口県巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

(三) 給与は、原則として月額二十万二千九百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十五年七月十二日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三三八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「山口県警察官(女性)(A)受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル

ル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「山口県警察官(女性)(A)受験申込書在中」と朱書きし、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

(三) 受付の期間及び時間

平成二十五年七月十二日(金曜日)から同年八月三十日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十五年八月三十日までの消印のあるものに限ります。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成二十五年七月十二日(金曜日) 午前九時から同年八月二十三日(金曜日) 午後五時まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三一九三三―〇一〇)に問い合わせてください。

公 告

平成二十五年年度山口県警察官(女性)採用(B)試験の実施

平成二十五年年度山口県警察官(女性)採用(B)試験を次のとおり実施します。

平成二十五年七月十二日

山口県人事委員会

一 採用予定人員

七人程度

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交

三 受験資格
 通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

(一) 昭和五十五年四月二日から平成八年四月一日までに生まれた女性が受験できま
 す。ただし、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県
 人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学等」と
 いう。)の卒業者又は大学等に在籍している者は、受験できません。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
 - 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法
 律第四百九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準
 禁治産者
 - 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが
 なくなるまでの者
 - 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党そ
 の他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 四 試験の方法、内容、日時及び場所
 試験は、第一次試験及び第二次試験とします。
 なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

- 1 方法及び内容
 警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験に
 より、高等学校卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

平成二十五年九月二十二日(日曜日)
 試験室入室 午前九時三十分まで
 試験 午前十時から午後零時まで

3 場所

下関市 下関市立大学
 山口市 山口県立大学
 周南市 山口県周南総合庁舎

(二) 第二次試験

- 1 方法及び内容
 (1) 作文試験

(2) 表現力及び構成力等について試験を行います。
 (2) 口述試験等
 人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行
 います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細につい
 ては、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

- 身長 一五三センチメートル以上であること。
- 体重 四三キログラム以上であること。
- 視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上である
 こと。

色覚 職務の遂行に支障がないこと。

聴力 正常であること。

その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

(4) 体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。
 なお、検査には、次のような基準があります。

- 反復横跳び 二〇秒間に四三回以上
- 握力 左右の平均が二七キログラム以上
- 上体起こし 三〇秒間に一八回以上
- シャトルラン 三一回以上

関節運動 正常であること。

2 日時及び場所

(1) 適性検査及び作文試験

日時 平成二十五年十月二十六日(土曜日)
 場所 山口市小郡下郷三五〇番地の二
 山口県総合交通センター

(2) 口述試験及び体力検査

日時 平成二十五年十月二十八日(月曜日)から同年十一月五日(火曜
 日)までの間で山口県人事委員会が指定する日
 場所 山口市仁保下郷一四五九番地
 山口県警察学校

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

- (一) 第一次試験 教養試験 五〇点
- (二) 第二次試験 作文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点
体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、作文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成二十五年十月三日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成二十五年十一月下旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験の当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちか

ら山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十六年四月一日に行われます。採用者は、山口県巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、十月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

(三) 給与は、原則として月額十七万百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十五年七月十二日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「山口県警察官(女性)(B)受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「山口県警察官(女性)(B)受験申込書在中」と朱書きし、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

(三) 受付の期間及び時間

平成二十五年七月十二日(金曜日)から同年八月三十日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十五年八月三十日までの消印のあるものに限りません。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成二十五年七月十二日(金曜日)午前九時から同年八月二十三日(金曜日)午後五時まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三-九三三-四四七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三-九三三-〇一〇)に問い合わせ

わせてください。



山口県選挙管理委員会告示第九十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次の表のとおりである。

平成二十五年七月十二日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

| 直接請求の種類 | 根拠規定 | 必要な有権者の数 |
|------------------|---------------|---|
| 県条例の制定又は改廃の請求 | 地方自治法第七十四条第一項 | 二二、九五九 |
| 県の事務の執行に関する監査の請求 | 地方自治法第七十五条第一項 | 二四九、七三八 |
| 県議会の解散の請求 | 地方自治法第七十六条第一項 | 二四九、七三八 |
| 県議会の議員の解職の請求 | 地方自治法第八十条第一項 | 大島郡選挙区 五 熊毛郡選挙区 九 下関市選挙区 二 宇部市選挙区 一 山口市選挙区 七 萩市阿武郡選挙区 〇 防府市選挙区 二 下松市選挙区 三 岩国市玖珂郡選挙区 三 光門市選挙区 八 長門市選挙区 〇 柳井市選挙区 六 美祢市選挙区 七 周南市選挙区 四 |

| | | | |
|-------------------------------------|-----------------------------|-----------|---------|
| 知事の解職の請求 | 地方自治法第八十一条第一項 | 山陽小野田市選挙区 | 一七、八〇二 |
| 副知事並びに県の選挙管理委員、監査委員及び公安委員会の委員の解職の請求 | 地方自治法第八十六条第一項 | | 二四九、七三八 |
| 県の教育委員会の委員の解職の請求 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十一条第一項 | | |

平成二十五年七月十二日
印刷発行

発行所

山口県知事庁